

令和2年度 芸術文化活動推進事業 実施者募集要項 【追加募集】

1 事業の目的

芸術文化活動推進事業補助金は、本県の地域文化の発信、文化の相互理解および新たな地域文化の創造に寄与することを目的として、県内を活動の本拠地として県内各地で芸術文化活動を行う団体等を支援するものです。

2 補助対象事業者

下記3(1)～(3)の事業については、県内を活動の本拠地として県内各地で活動する団体を対象とします。

ただし、次の団体は補助の対象となりません。

- (1) 市町(ただし、複数の団体からなる実行委員会等の形式で実施し、構成員として市町を含む場合は対象となります。)
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする団体、または暴力団または暴力団員の統制下にある団体
- (3) 企画、観賞団体
- (4) 企業内の文化活動団体

3 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の(1)～(3)の事業です。

なお、すべて県内で実施する事業を対象とします。

また、新たな事業の導入や、長年継続され地域に根付いている文化事業の新たな発展・展開について、特に支援します。

- (1) 地域文化創造支援事業
- (2) ふくいの文化発信・交流支援事業(国内外の芸術文化活動団体等との交流促進)
- (3) 次世代育成活動支援事業
 - ア 次代を担う子どもたちの育成活動支援事業
 - イ 若者文化活動支援事業

4 補助対象となる事業の内容、補助率、補助額

各事業の補助対象となる事業の内容、補助率、補助額は次のとおりです。

補助額は、下記5の補助対象経費から他団体からの補助金・負担金の額を除いた金額に次の事業ごとに設定する補助率を乗じて算出した金額(千円未満切捨て)とし、次の事業ごとに設定する補助限度額を上限として県の予算の範囲内で決定します。

(1) 地域文化創造支援事業

地域の文化資源を積極的に活用して実施する地域に根ざした新たなまちづくり活動として地域への定着を目指すもので、下記の要件をすべて満たす事業

〈要件〉

- ・ 地域の歴史、伝統芸能、風俗、慣習や美術、音楽など文化芸術を活用した内容であること
- ・ 継続して実施するまちづくりの活動の計画が設定されていること
- ・ 市町の財政的または人的な支援があり、実施主体の活動拠点の市町の推薦があること
- ・ 地域住民が関わる内容であること

〈補助率〉 2分の1以内の額 〈補助限度額〉 80万円以内

(2) ふくいの文化発信・交流支援事業（国内外の芸術文化活動団体等との交流促進）

地域に根ざし、定着した芸術文化事業であって、県内外に広く参加を呼び掛け、多くの県民との相互交流を促進するとともに、本県のすぐれた文化として全国に発信できる事業で下記の要件をすべて満たす事業

〈要件〉

- ・ 本県の誇れる芸術文化事業として積極的に広く発信する内容であること
- ・ 県内外からの参加が見込まれ、地域住民との相互交流があること
- ・ 実施体制が確立し、継続・発展が見込めるもの
- ・ 実施主体の活動拠点の市町の推薦があること

〈補助率〉 2分の1以内の額

〈補助限度額〉 50万円以内 　ただし、国際的な事業については100万円以内

※ 次を満たすまちかどの出前公演を新たに実施すること

- ・ 多くの方が気軽に参加できるよう、オープンスペースにおいて無料で実施すること

(3) 次世代育成活動支援事業

ア 次代を担う子どもたちの育成活動支援事業

次代を担う子どもたちが地域の伝統文化や優れた芸術文化活動に関わり、豊かな感性を磨き、将来の地域の芸術文化活動団体のリーダー等の育成につながる芸術文化活動で下記の要件をすべて満たす事業

〈要件〉

- ・ 子どもたちが地域の伝統文化や優れた芸術文化活動に関わる内容であること
- ・ 将来の地域の芸術文化活動団体のリーダー等の育成につながる内容であること
- ・ 子どもたちの参加が見込まれること
- ・ 実施主体の活動拠点の市町の推薦があること

〈補助率〉 2分の1以内の額 　〈補助限度額〉 30万円以内

イ 若者文化活動支援事業

若者が主体的に行う地域の活性化を目的とした芸術文化活動で下記の要件をすべて満たす事業

〈要件〉

- ・ 若者が主体的に行う芸術文化活動の発表の場の創出につながる内容であること
- ・ 地域の活性化につながる内容であること
- ・ 県内の若者の参加が見込まれること
- ・ 実施主体の活動拠点の市町の推薦があること

〈補助率〉 2分の1以内の額 　〈補助限度額〉 30万円以内

5 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりとします。

(1) 事業に要する経費

項目	内 容
作品借料	作品借料
文芸費	演出料、台本費、訳詞料、振付料、著作権使用料(音楽以外) 等
出演料	指揮料、演奏料、ソリスト料、出演料、講師料 等
音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、楽器借上料、著作権使用料(音楽のみ) 等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、照明費 等
会場費	会場使用料(付帯設備含む。) [リハーサル、本番使用分についてのみ対象]
運搬費	作品運搬費、楽器運搬費 等
旅費・滞在費	宿泊料、国内移動旅費等(外国の芸術文化団体の滞在費を除く。)
宣伝費	広告宣伝費、看板費 等
印刷費	プログラム、図録、ポスター、チラシ、入場券、台本印刷費、出版物印刷費 等
記録費	録画費、録音費、写真撮影費 等
事務費	会場整理員賃金、事務連絡旅費、通信費、審査経費 等
※注意事項	次の経費については、補助対象外経費になります。 (1) 申請団体構成員にかかる経費 (出演・出品料、謝礼、旅費 等) (2) 事業が終了しても団体に残るもの (備品、楽器等) (3) コンクール、公募展に係る賞金、賞品代 (4) 入場券販売手数料、支払振込手数料および印紙代 (5) 飲食費、交際費 (6) パーティーに要する経費 (7) 団体運営のための経常的経費 (8) 有料で配布する図録等の印刷費 (9) 本番および前日リハーサル以外の練習、会議等開催にかかる経費

(2) 事業に要する経費 (海外で活躍する芸術文化団体を招聘する場合の滞在費)

項目	内 容
滞 在 費	事業の開催に最低必要な期間の滞在費

6 補助の対象となる事業の実施期間

交付決定の日から事業終了まで (令和3年3月31日までに事業を終了すること) を事業の実施期間とします。

7 応募手続き、事業スケジュール等

(1) 募集期間

令和2年7月13日(月)～令和2年11月30日(月) (必着)

※予算額に達し次第、募集を終了します

(2) 提出書類

ア 応募書 (別紙様式1)

イ 事業実施計画書 (別紙様式2) ※応募する事業によって様式が異なりますのでご注意ください。

ウ 収支予算書 (別紙様式3)

エ 団体概要調 (別紙様式4) ※団体規約および役員名簿を添付してください。

オ その他参考となる書類、資料、過去の実績等のわかる新聞・雑誌の記事 等

各種様式については、福井県HPからダウンロードできます。

福井県HPアドレス：<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunka/index.html>

(3) 提出部数

1部 (提出された書類は返却しません。)

(4) 応募書類提出先

福井県交流文化部文化課 文化振興グループ

(住所) 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

(TEL) 0776-20-0582 (FAX) 0776-20-0661

(E-mail) bunka@pref.fukui.lg.jp

8 補助対象事業の選定

応募書類をもとに、順次ヒアリングを実施します。(電話でのヒアリングを予定)その後、活動内容、事業実施の実現性、期待される効果等を審査し、選定します。なお、開催時期を事前に確認させていただく場合があります。

各事業の継続や安定した運営のために、入場料収入や協賛金、寄附金収入など、国や地方公共団体からの補助金以外の財源を得る努力をしているかどうかも判断の一つとさせていただきます。

9 事業開始の時期について

補助金の交付決定通知が手元に届きましたら、事業を開始してください。なお、交付決定日前の着手済の事業に関する支出(見積発注、検収、納品、代金の支払等)は補助対象外となります。